

議案第49号

芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件

芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和4年12月1日提出

芽室町長 手島 旭

芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
- (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 取り扱う個人情報の取得先
- (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有

無

(8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無

(9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び地方公共団体等行政文書の名称

(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。

4 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(不開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、芽室町情報公開条例(平成10年芽室町条例第48号)第9条第2項第5号に掲げる情報とする。

(開示請求の手続)

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第6条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条及び第84条の規定の適用については、第83条中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、第84条中「60日以内」とあるのは「28日以内」と、「同条第1項」とあるのは「芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年芽室町条例 号)第6条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第7条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、公立芽室病院における診療録等の開示請求に係る手数料は、芽室町病院事業の設置等に関する条例(昭和43年芽室町条例第15号)で別に定める。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用につい

ても同様とする。

(訂正請求の手續)

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(訂正決定等の期限に関する特例)

第9条 実施機関が訂正決定等をする場合における法第94条及び第95条の規定の適用については、第94条中「30日以内」とあるのは「21日以内」とし、第95条中「同条第1項」とあるのは「芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年芽室町条例第 号）第9条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(利用停止請求の手續)

第10条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止決定等の期限に関する特例)

第11条 実施機関が利用停止決定等をする場合における法第102条及び第103条の規定の適用については、第102条中「30日以内」とあるのは「21日以内」とし、第103条中「同条第1項」とあるのは「芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年芽室町条例第 号）第11条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(個人情報保護審査会への諮問)

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、芽室町個人情報保護審査会条例（令和4年芽室町条例 号）第2条に規定する芽室町個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(制度の運用状況の公表)

第13条 町長は、毎年度の実施機関における法及びこの条例の運用の状況を取りまと

め、公表するものとする。

(実施機関への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(芽室町個人情報保護条例の廃止)

第2条 芽室町個人情報保護条例（平成10年芽室町条例第49号）は、廃止する。

(芽室町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の芽室町個人情報保護条例

(以下「旧条例」という。)第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の取扱いに従事する職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の旧個人情報の取扱いに従事する職員であった者に係る旧条例第12条の2第2項の規定によるその業務に関し知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者又はこの条例の施行前において当該業務に従事していた者に係る旧条例第13条の規定によるその業務に関し知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない業務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第14条、第23条、第24条又は第28条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索できるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第2項に掲げる者

- 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例の一部改正)

第4条 芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例（平成21年芽室町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「芽室町個人情報保護条例（平成10年芽室町条例第49号）第8条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条」に改める。

説 明

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、制度の運用に必要な事項を定める必要があるため、本条例を制定しようとするものです。

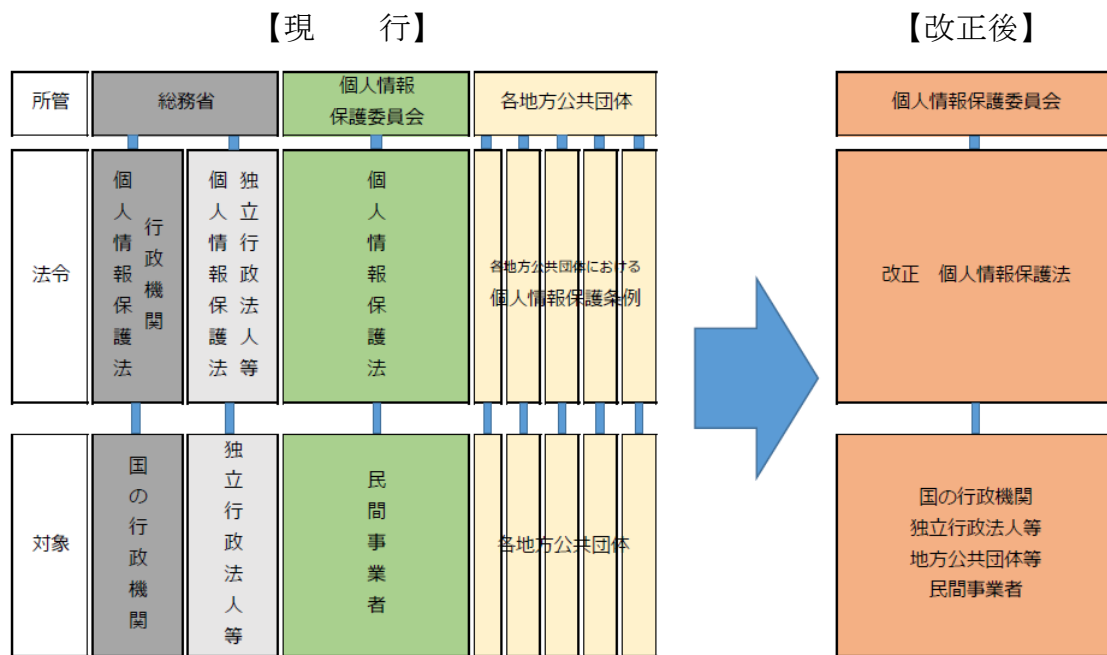
芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）が改正され、地方公共団体に適用される部分は、令和5年4月1日に施行される。

これに伴い、個人情報保護条例を制定していた地方公共団体に、個人情報保護法が全国共通ルールとして一律に適用されることとなるため、施行条例を制定しようとするもの。

1 法改正の概要

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の行政機関である個人情報保護委員会に一元化する。



2 芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例について

(1) 制定趣旨

個人情報保護制度は、芽室町個人情報保護条例（以下「現行条例」）から今回改正された個人情報保護法（以下「改正法」）によることとなるため、現行条例を令和5年3月31日で廃止し、改正法で委任された事項

等を定める「芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例」（以下「法施行条例」）を制定する。

(2) 個人情報取扱事務登録簿

改正法において、町の実施機関がどのような事務でどのような個人情報を取り扱っているのか公表する個人情報ファイル簿の作成が義務付けられたことから、個人情報ファイル簿を作成、公表する。

また、改正法の作成基準未満である対象者 1,000 人未満の個人情報事務については、個人情報取扱事務登録簿を作成、公表するため、必要事項を第 3 条に定める。

(3) 不開示情報

不開示情報について芽室町情報公開条例と整合性を図るため、不開示とする情報について第 4 条に規定する。

(4) 開示決定、訂正請求及び利用停止請求等の期限に関する特例

改正法において 30 日以内に決定するよう定められている期限を、現行制度と同様とするため、開示決定は 14 日以内に、訂正請求及び利用停止請求等は 21 日以内に決定することを第 6 条、第 9 条及び第 11 条に定める。

(5) 開示請求に係る手数料等

開示請求に係る手数料の額を条例で定めることとされていることから、手数料は現行制度と同様に「無料」とし、写しの交付に係る実費を徴収するため、第 7 条に定める。

(6) 個人情報保護委員会への諮問

調査審議を担う組織として現行制度と同様、芽室町個人情報保護審査会を設置するため、諮問に係る必要事項を第 12 条に定める。

(7) 附則

附則において現行条例の廃止を定め、廃止に伴う経過措置及び関係条例の改正を規定する。

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日